

令和 5 年第 1 回守山市農業委員会総会議事録

第 1 回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 5 年 1 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 1 号～議第 8 号

議第 1 号 守山市個人情報保護条例の改正に係る意見聴取について

議第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

※議第 3 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて

※議第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分

計画の意見聴取について

※一括議案とする

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 議第 5 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第 6 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第 7 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第 8 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の証明をすることについて |

報告第 1 号～報告第 3 号

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 報告第 1 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について |
| 報告第 2 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について |
| 報告第 3 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について |

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘	2 川島 忠文	3 林 茂一
4 石田 達男	5 木村 伊太郎	6 寺田 久重
7 林 善治	8 下村 耕	9 戸田 守晃
10 山本 麻紀代	12 寺田 英子	13 秋山 新治

3 欠席委員は、1名です。

11 番 園田 耕三 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	上畠 敏宏
書記	参事	西村 拓也
書記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	西村 和修
農政課	主事	佐薙 由布紀
総務課	主査	小林 慶治

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 5 年第 2 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 5 年第 2 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 5 件、報告案件 3 件の合計 11 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

2 番 川島 忠文 委員

3 番 林 茂一 委員を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 1 号を議題といたします。
書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 1 号 守山市個人情報保護条例の
改正に係る意見聴取について
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 1 号につきまして提案
理由を総務課より申し上げます。

○総務課 （第 9 条議案の説明）

守山市個人情報保護条例の改正を市議会に提案するに
あたり実施機関である農業委員会のご意見を伺うもので
す。

【議案に基づいて、守山市個人情報保護条例の改正
（案）の内容を説明】

．．．．．。

以上の改正（案）は、他の実施機関の意見も伺い本年 3 月の議会に提出されることになります。

以上で、議第 1 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

意見を求めます。意見などはありませんか。

（第 10 条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （第 17 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

（第 10 条発言） 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案の改正（案）に対し「意見無し」とすることに決しました。

○議 長

今後、市民に対しパブリックコメントが求められますので、個人的に意見がある方はそちらで意見をお願いします。

○議 長

総務課の職員の方、ご苦労様でした。

○総務課

ありがとうございました。

○議長 （第7条議題の宣言）

次に、議第2号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長

ただいま議題となりました議第2号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 （第9条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の
要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい
ると考えます。

以上で議第 2 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採
決を致します。本件は原案のとおり計画の決定することに
に、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計
画の決定することに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次の議題に入りますが、議第 3 号と議第 4 号は関連して

おりますので一括審議といたします。書記に議件の朗読を
いたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 3 号 農地中間管理事業に係る
農用地利用集積計画の決定をすることについて、および、
議第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画
の意見聴取について

以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 3 号および議第 4 号に
つきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 （第 9 条議案の説明）

議第 3 号は農地中間管理事業における農業経営基盤強
化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画
（案）について農業委員会の決定をいただくことで、議第
4 号は農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）
について意見聴取をいただくものです。

令和 4 年 8 月 1 日から 10 月 31 日までに貸し付け申し出

を受けた中で、借り手予定者が受ける補助金の関係により、開始日を早める必要がありましたので、他の受付より前倒しで手続きを行うものです。

まず、議第 3 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画」です。この計画案は、一旦滋賀県農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸し付けられるものです。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

つづいて、議第 4 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」です。

農地中間管理事業の関する法律に基づき、農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金が作成されました配分計画になります。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 3 号および議第 4 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、まず議第3号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについての質疑でございますが、関連もございますので、議第4号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取についても合わせまして、質疑、意見を伺います。

質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件の貸し人と借り人は関係があるのですか。

○農政課

親子関係になります。

○議長

説明の時に報告してください。

○農政課

元々お父さんが農業をされており、息子さんが京都で農業の研修を受けておられ、今回、守山市で営農を開始するにあたり父親の農地を借り受けることになりました。

○●番 ●● ●●委員

親子間での貸し付けは可能なのですか。

○農政課

この借り人が新規就農の青年給付金を希望されており、

その給付金を受ける要件として、農地の賃借が農地中間管理機構を経由した形であるとか、「人・農地プラン」に中心経営体の担い手として位置づけされているなどの要件があります。県などの親子間でも農地中間管理機構を利用できると確認しましたので、今回の形になりました。

○●番 ●● ●●委員

ということは、新規就農者となるのですね。

○農政課

はい、そうです。

○●番 ●● ●●委員

この件で、農地中間管理機構への貸付始期と配分計画の貸付始期が違うのはなぜですか。

○農政課

一旦、農地中間管理機構に預けられ、その後農地中間管理機構により配分されることになっております。そのことにより、貸し付けと配分が同時期に設定できないため、どうしても「空白」期間が発生することになります。

○●番 ●● ●●委員

この親子間での貸し付けは「民法上」問題は無いのですか。

○農政課

はい、今回は「使用貸借」であるので賃借料は発生せず、あくまでも耕作権のみの設定であり、他市町でも運用されています。この件に関し県や農地中間管理機構に確認しており問題はありません。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

まず、議第3号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。本件は、原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

続いて議第4号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について「意見なし」とすることにご

異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。本件の配分計画について、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 5 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第5号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は5ページ、位置図は2ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、2件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 3)

守山市〇〇町〇〇 〇〇〇番 1,269 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、38.1 アールで今回の農地を含むと 50.7 アール、通作距離は 0.2 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 4)

守山市〇〇町〇〇 〇〇〇番 1,292 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇

○ ○○さん ○○歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、77.8 アール、通作距離は 0.4 キロメートルです。

以上の件につきましては、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件については、個人であるため適用ありません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、

第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、

第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 5 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に 1 番と 2 番の担当委員である●

● ●●委員から確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

1 番の農地は貸し付けされており、譲り渡し人や子供さ

んも農業をする意思はなく、農地の売却を考えられていたところ、耕作面積を拡大したい方と合意があったとのこと
です

2番の譲り渡し人の農地は本件の農地だけであり、耕作の意思も無く後継者もないことから思案されていたところ、隣接農地の所有者で耕作者である規模拡大を考えておられた譲受人に話がまとまったものです。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 6 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 6 号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 6 ページ、位置図は 6 ページからとなります。

こちらは、転用を目的とする権利移動の伴わない案件（自己転用の案件）でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は3件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 7-8)

守山市〇〇町〇〇〇 〇〇〇〇番〇 148 平方メートル
の登記 地目：畑、現況：雑種地です。申請人は、栗東市
〇〇 〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、申請
人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、事
由は記載のとおり貸駐車場です。

なお備考欄に記載のとおり、申請地は、〇〇町地区地区
計画区域内に位置しております。以前から雑草が生えてい
る状態でしたが、隣地の造成時に、無断で整地をしてしま
われたため、このことについての顛末書の提出があります。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した
区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設
等が連たんしている区域であることから、許可相当と考え
ます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に
問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許
可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 9-10)

守山市〇〇町〇〇〇〇 〇〇〇番〇 244 平方メートル
の 登記地目：田、現況：雑種地および〇〇町〇〇〇〇 〇

〇〇番〇 21 平方メートルの畑の 2 筆です。申請人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、事由は記載のとおり駐車場および屋外の物置場です。

なお備考欄に記載のとおり、〇〇〇番〇のうち、一部が駐車場の一部として無断転用されており、このことについて顛末書の提出があります。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 11-12)

守山市〇〇町〇〇 〇〇〇〇番〇 1,344 平方メートルの内 108.95 平方メートルの田です。申請人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、事由は記載のとおり農業用倉庫等の拡張です。

なお備考欄に記載のとおり、議第 7 号の 1 番案件とも関

連し、令和 4 年 11 月 15 日付け、農業用施設用地として農振法に係る農用地区域軽微変更がなされています。

立地基準の判断については、農用地区域内農地ですが、農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから、農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第 6 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1 番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

現地は集落内で住宅が建っているところになります。申請人は他市に住まいされていて、当該地の近隣に住まいされる親戚の方に貸される駐車場になります。近くの方も草が生えるより駐車場の方が良いとの意見もあったようですので、許可相当と考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

従業員や家族のための駐車場として利用されまして、隣接には家屋があるため影響が無いと思います。

○議長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

農小屋の建築であり、問題ないと思います。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

去る12月23日に●● ●●と事務局とで確認しました。

1番、2番は周囲に農地は無く、3番は農業倉庫であるので問題は無いと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

○議 長

ご意見無しと認めます。よって、本件の1番から3番は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第7号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第7号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

審議に入る前に、本件の4番については、関係者に委員がおられるので、最初に本件の1番から3番を審議いたし

ます。

局長に、議題 7 号の 1 番から 3 番の提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 7 号の 1 番から 3 番までの提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は 7 ページ、位置図は 14 ページからです。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、4 件でございます。

まずは、議第 7 号の 1 番から 3 番までの提案理由を説明します。

1 番の案件です。（位置図 P 15-16）

守山市〇〇町〇〇 〇〇〇〇番〇 1,123 平方メートルの内 89.98 平方メートルの田です。貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、借人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。事由は記載のとおり農業用倉庫等の拡張です。

なお備考欄に記載のとおり、議第6号の3番案件とも関連し、令和4年11月15日付け、農業用施設用地として農振法に係る農用地区域軽微変更がなされています。

立地基準の判断については、農用地区域内農地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから、農地法第5条第2項ただし書きにより、相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P17-18)

守山市〇〇町〇〇 〇〇〇〇番〇 1,029平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん 〇〇歳。

譲受人は 大津市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇さん です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は記載のとおり駐車場および資材置場です。

なお備考欄に記載のとおり、開発事業同意案件でございます。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設(〇〇中学校、〇〇〇〇〇医院)があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 P19-20)

守山市〇〇町〇〇 〇〇〇番〇 267平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

譲受人は 大津市〇〇 〇丁目〇番〇 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇さん です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は記載のとおり分譲住宅です。

なお備考欄に記載のとおり、〇〇地区集落地区計画区域内に位置し、開発事業許可案件でございます。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した

区域内の農地で、水管等が２種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね 500m 以内に 2 以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第 7 号の 1 番から 3 番までの提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1 番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

先ほどの議第 6 号の 3 番との一体での転用であり、問題ありません。

○議 長

続いて、2 番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2 番の案件の農地は担い手に貸し付けられていた農地で、隣接の土地は譲り受け人がすでに資材置場として利用されているところで、今回、事業の拡大に合わせて駐車場

と資材置場での一体利用となります。

隣接農地の所有者や耕作者から承諾を得られています。
また、担い手に貸付されていた農地でありますので、解約
の手続きは完了しております。

以上ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

3番は、道路や里道に囲まれた土地でありますので、問
題はありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

ただいまの説明のとおりで、意見はありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2 番の案件で東側に農地がありますが、この農地との境界の法面は何か施行されるのですか。

○事務局

L 型擁壁にて施行されます。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第 1 0 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 1 7 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

○議 長

ご意見無しと認めます。よって、本件の 1 番から 3 番は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

続いて、本件の 4 番を審議いたします。

本件は農業委員が関係者になることから、農業委員会等に関する法律 第 31 条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ことから、本件の関係者である●● ●●委員に退室を求

めます。

(●●● ●●●委員 退室)

○議 長

それでは、局長に、議題 7 号の 4 番の提案理由の説明を
いたさせます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 7 号の 4 番の提案理由
のご説明を申し上げます。

4 番の案件です。(位置図 P 21-22)

守山市〇〇町〇〇〇 〇〇〇〇番〇 253 平方メート
ルの登記地目：田、現況：宅地です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さ
ん 〇〇歳。譲受人は 大津市〇〇 〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。
譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり
りで、契約内容は売買。事由は記載のとおり分譲住宅で
す。

なお備考欄に記載のとおり、〇〇町地区地区計画区域
内に位置し、開発事業許可案件でございます。また、既
に造成が行われていることから無断転用是正案件であり、
顛末書の提出があります。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第7号の4番の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

現地は宅地化されており、周囲はすでに10区画ほどの宅地が分譲されています。譲り渡し人は、当初農業倉庫を建築される予定でありましたが、計画がなくなり宅地として売り渡すことになりました。すでに宅地化していますが、隣接農地への影響は無いものと考えます。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

今の説明にありましたように、隣接農地への影響は無い
と思います。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（第 1 0 条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （第 1 7 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決
をいたします。

（第 1 0 条発言） 「無し」の声有り

○議 長

ご意見無しと認めます。よって、本件の 4 番は、許可相
当とすることに決しました。

○議 長

●● ●●委員に入室を認めます。

（●● ●●委員 入室）

○議長（第7条議題の宣言）

次に、議第8号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書願の証明をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長（第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は8ページになります。

こちらは、相続税の納税猶予に関する適格者証明願（租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願）に対し、証明することについて、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、1件でございます。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対し、証明することについて本委員会の決定を求めるものでございます。

被相続人の住所・氏名は、高槻市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇さん で、相続人は、高槻市〇〇町〇〇番〇〇号 被相続人の子で 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。特例適用農地による農業経営開始年月日は、令和4年4月10日です。特例の適用を受けようとする農地は、〇〇町〇〇 〇〇〇〇番〇 3,414 平方メートルで、地目は登記・現況とも田で、現地確認により、農地として耕作されていることを確認しております。

なお、相続当時は〇〇 〇〇さんによる自作、その後令和4年12月1日から令和9年12月31日まで、基盤法による使用賃貸借権設定により、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが耕作をされることになりました。

以上で、議第8号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

申請人は農地を貸し付けされていますが、農業経営者として納税猶予を受けることができるのですか。

○事務局

平成 21 年に租税特別措置法の改正があり、他の農業者に貸し付けた場合も猶予が適用されることになっています。

今回のように、農地を貸し付けることも農業経営として認められたものです。

ちなみに、それまでは自作のみが適用され 20 年営農継続されれば猶予が確定していましたが、現在では終身の営農継続となります。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長

ご意見無しと認めます。よって、本件は、議案のとおり証明することに、決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第1号から報告第3号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について

1件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

7件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について

12件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議 長

ご苦劳様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 45 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 5 年 1 月 20 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

2 番 川島 忠文 委員

3 番 林 茂一 委員